

令和4年3月15日

令和4年登米市議会定例会
2月定期議会 提案理由説明書
(その2)

登米市議会

議員 番

同意第1号	副市長の選任につき同意を求めることについて
-------	-----------------------

本案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定に基づき、副市長の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	まるやま ひとし 丸山 仁
住所	登米市東和町
職業	地方公務員

議案第31号	令和3年度登米市一般会計補正予算(第13号)
--------	------------------------

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億755万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ484億6,890万円とするものであります。

その内容として、歳出では、新型コロナウイルス感染症関連事業として、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業2,882万円、ときめき生活応援商品券事業2億5,872万円などを増額し、歳入では、財政調整基金繰入金3億755万円を増額して計上しております。

議案第32号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第33号	登米市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第34号	登米市職員ゝ給与に関する条例及び登米市一般職ゝ任期付職員ゝ採用等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、令和3年8月10日ゝ人事院勧告に基づく一般職及び特別職ゝ国家公務員ゝ給与が改定されることを踏まえ、議会議員、特別職及び職員ゝ期末手当ゝ支給割合を改定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表5ページ)

議案第35号	登米市職員ゝ育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------------

本案は、国家公務員ゝ妊娠・出産・育児等と仕事ゝ両立支援のため人事院規則が改正されたことを受け、本市においても、非常勤職員ゝ育児休業ゝ取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境ゝ整備に関する措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表9ページ)

議案第32号関係

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の162.5</u>とする。</p>	<p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の167.5</u>とする。</p>

議案第33号関係

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (手当等の額等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の162.5</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (手当等の額等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の167.5</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>

議案第34号関係

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 （略） 第19条の2～第24条 （略）</p>	<p>第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 （略） 第19条の2～第24条 （略）</p>

第2条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第9条・第10条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第9条・第10条（略）</p>

議案第35号関係

登米市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p><u>ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第2条の2～第16条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>とする。</p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u>が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、<u>2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>第2条の2～第16条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p><u>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p>

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第19条・第20条 (略)

(妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等）を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第19条・第20条 (略)

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置